

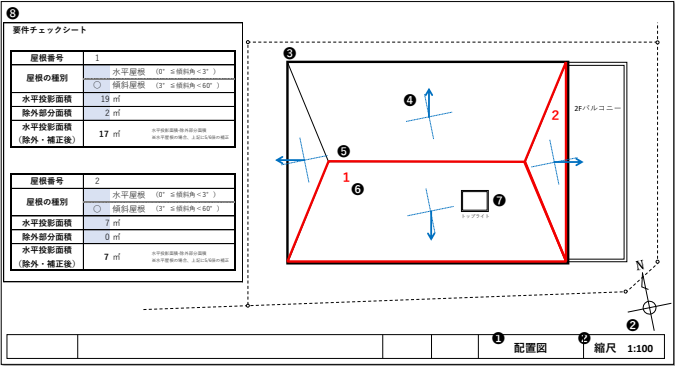
東京都建築物環境報告書制度に関するガイドライン 新旧対照表

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）												
第 1 章 東京都建築物環境報告書制度について （略） 第 2 章 東京都建築物環境報告書制度に関する各事項の説明 第 1 制度の対象建築物 （略） 2 制度の対象から除く建築物の種類 （略） （2）建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 18 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する建築物 第 1 号：居室なし又は高い開放性を有する建築物（自動車駐車場等） 第 2 号：文化財等の原型を再現する建築物 第 3 号：仮設建築物 （参考）建築物省エネ法第 18 条※ <u>※令和 7 年 4 月 1 日に「第 20 条」に改正</u> <table border="1"> <tr> <td>第 1 号。</td><td>居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物。</td></tr> <tr> <td>第 2 号。</td><td>法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物。</td></tr> <tr> <td>第 3 号。</td><td>仮設の建築物であって政令で定めるもの。</td></tr> </table>	第 1 号。	居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物。	第 2 号。	法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物。	第 3 号。	仮設の建築物であって政令で定めるもの。	第 1 章 東京都建築物環境報告書制度について （略） 第 2 章 東京都建築物環境報告書制度に関する各事項の説明 第 1 制度の対象建築物 （略） 2 制度の対象から除く建築物の種類 （略） （2）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律※（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 18 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する建築物 第 1 号：居室なし又は高い開放性を有する建築物（自動車駐車場等） 第 2 号：文化財等の原型を再現する建築物 第 3 号：仮設建築物 <u>※令和 6 年 4 月 1 日に「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に名称改正</u> （参考）建築物省エネ法第 18 条 <table border="1"> <tr> <td>第 1 号。</td><td>居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物。</td></tr> <tr> <td>第 2 号。</td><td>法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物。</td></tr> <tr> <td>第 3 号。</td><td>仮設の建築物であって政令で定めるもの。</td></tr> </table>	第 1 号。	居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物。	第 2 号。	法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物。	第 3 号。	仮設の建築物であって政令で定めるもの。
第 1 号。	居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物。												
第 2 号。	法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物。												
第 3 号。	仮設の建築物であって政令で定めるもの。												
第 1 号。	居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物。												
第 2 号。	法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物。												
第 3 号。	仮設の建築物であって政令で定めるもの。												

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）
(略) 第 2 制度の対象者 1 建物供給事業者 (略) (2) 建設等する建築物における制度対象者の考え方 <u>建設等する建築物の規格を定める者が、当該建築物の制度対象者となる。</u> ①建設を請け負う者が制度対象者（建設請負事業者）となる<u>場合</u> 新築する建築物の大部分において、建設を請け負う者が用意している躯体などの構造部材や冷暖房、給湯などの設備に関するリスト※に基づき、建築主に仕様を提案したり、仕様を選択させたりすることによって建設する<u>場合、建設を請け負う者が規格を定めているため、制度対象者となる。</u> ※ 提携等する他社（資材や機器のメーカー等）が用意しているリストも含む。 ②建築主が制度対象者（建物分譲等事業者）となる建築物 新築する建築物の大部分において、建築主が用意している躯体などの構造部材や冷暖房、給湯などの設備に関する仕様に基づき新築する※<u>場合、建築主が規格を定めているため、制度対象者となる。</u> ※ 建築主から当該建築物の建設を請け負う施工者が建設する場合を含む。 (略)	(略) 第 2 制度の対象者 1 建物供給事業者 (略) (2) 建設等する建築物における制度対象者の考え方 <u>建築物の建設等において、当該建築物の規格をどの者が定めているかにより、当該建築物の制度対象者が決まる。</u> ①建設を請け負う者が制度対象者（建設請負事業者）となる<u>建築物</u> 新築する建築物の大部分において、建設を請け負う者が用意している躯体などの構造部材や冷暖房、給湯などの設備に関するリスト※に基づき、建築主に仕様を提案したり、仕様を選択させたりすることによって建設する<u>建築物</u> ※ 提携等する他社（資材や機器のメーカー等）が用意しているリストも含む。 ②建築主が制度対象者（建物分譲等事業者）となる<u>建築物</u> 新築する建築物の大部分において、建築主が用意している躯体などの構造部材や冷暖房、給湯などの設備に関する仕様に基づき新築する※<u>建築物</u> ※ 建築主から当該建築物の建設を請け負う施工者が建設する場合を含む。 (略)

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）																
3 制度への任意参加（任意参加者） （2）複数の建物供給事業者の連名による任意参加 （略） 【表 2】 各基準への適合状況等の判断方法 <table border="1"> <tr> <th>事項。</th><th>基準適合の考え方。</th></tr> <tr> <td>省エネルギー性能基準（断熱）。</td><td>・建築物 1 棟ごとに基準への適合が必要。</td></tr> <tr> <td>省エネルギー性能基準。 （省エネ）。</td><td>・建築物 1 棟ごとに基準への適合が必要。 ・ただし、住宅トップランナー制度の対象である事業者は、当該区分の住宅の平均で基準への適合が必要（複数の事業者が同区分で住宅トップランナー制度の対象である場合は、当該複数の事業者が供給する同区分の全ての住宅の平均で基準への適合が必要）。</td></tr> <tr> <td>再生可能エネルギー。 利用設備設置基準。</td><td>・全ての事業者の設置可能棟数の合計で設置基準を算定[※]し、全ての事業者の設置量の合計で当該基準への適合が必要。 ・既存建築物等へ新設する代替措置における 2 割の上限は、全ての事業者の合計で判断。</td></tr> <tr> <td>電気自動車充電設備整備基準。</td><td>・建築物 1 棟ごとに基準への適合が必要。</td></tr> <tr> <td>環境性能の説明。</td><td>・建築物 1 棟ごとに説明が必要。</td></tr> <tr> <td>報告書の作成・提出。</td><td>・代表申請者が全ての事業者の取組状況等を統合し、提出。</td></tr> <tr> <td>保管書類。</td><td>・事業者ごとに必要書類を保管。</td></tr> </table> ※算定基準率の適用方法（区域の区分ごと又は一律）は、全ての事業者で統一が必要。 （3）任意参加するための手続 （略） * 任意参加する場合、建築物環境報告書は都の承認後に提出すること。	事項。	基準適合の考え方。	省エネルギー性能基準（断熱）。	・建築物 1 棟ごとに基準への適合が必要。	省エネルギー性能基準。 （省エネ）。	・建築物 1 棟ごとに基準への適合が必要。 ・ただし、住宅トップランナー制度の対象である事業者は、当該区分の住宅の平均で基準への適合が必要（複数の事業者が同区分で住宅トップランナー制度の対象である場合は、当該複数の事業者が供給する同区分の全ての住宅の平均で基準への適合が必要）。	再生可能エネルギー。 利用設備設置基準。	・全ての事業者の設置可能棟数の合計で設置基準を算定 [※] し、全ての事業者の設置量の合計で当該基準への適合が必要。 ・既存建築物等へ新設する代替措置における 2 割の上限は、全ての事業者の合計で判断。	電気自動車充電設備整備基準。	・建築物 1 棟ごとに基準への適合が必要。	環境性能の説明。	・建築物 1 棟ごとに説明が必要。	報告書の作成・提出。	・代表申請者が全ての事業者の取組状況等を統合し、提出。	保管書類。	・事業者ごとに必要書類を保管。	3 制度への任意参加（任意参加者） （2）複数の建物供給事業者の連名による任意参加 （略） （3）任意参加するための手続 （略） * 任意参加する場合、建築物環境報告書は都の承認後に提出すること。<u>申請書の提出先等については、決まり次第、別途お知らせする。</u>
事項。	基準適合の考え方。																
省エネルギー性能基準（断熱）。	・建築物 1 棟ごとに基準への適合が必要。																
省エネルギー性能基準。 （省エネ）。	・建築物 1 棟ごとに基準への適合が必要。 ・ただし、住宅トップランナー制度の対象である事業者は、当該区分の住宅の平均で基準への適合が必要（複数の事業者が同区分で住宅トップランナー制度の対象である場合は、当該複数の事業者が供給する同区分の全ての住宅の平均で基準への適合が必要）。																
再生可能エネルギー。 利用設備設置基準。	・全ての事業者の設置可能棟数の合計で設置基準を算定 [※] し、全ての事業者の設置量の合計で当該基準への適合が必要。 ・既存建築物等へ新設する代替措置における 2 割の上限は、全ての事業者の合計で判断。																
電気自動車充電設備整備基準。	・建築物 1 棟ごとに基準への適合が必要。																
環境性能の説明。	・建築物 1 棟ごとに説明が必要。																
報告書の作成・提出。	・代表申請者が全ての事業者の取組状況等を統合し、提出。																
保管書類。	・事業者ごとに必要書類を保管。																

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）
（４）<u>面積</u>要件に該当しなくなった場合の取扱 都の承認後、任意参加する年度の都内年間供給面積が（１）及び（２）に記載する<u>面積要件</u>に該当しな<u>くなった場合も</u>、<u>特定供給事業者承認は有効であり、当該事業者は特定供給事業者として任意参加をすることができる。</u> <u>ただし、都内年間供給面積が 20,000 ㎡以上となった事業者は、任意参加者ではなく通常の特定供給事業者として、制度の対象となる。</u> <u>（５）変更及び取下げの手続き</u> <u>都の承認後、特定供給事業者承認申請の変更又は取下げを行う場合は、第 3 章第 4 に規定する様式 1 又は 2 により、任意参加を希望する年度の翌年度の 7 月末まで に都に申請する。</u> <u>なお、特定供給事業者承認を取下げた場合も、本章第 2 の 4 に示す「建築物環境報告書の任意提出」により、当該年度の実績を都へ提出することができる。</u> （略） 第 3 省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準 （略） 第 4 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準 1 再生可能エネルギー利用設備設置基準 （略）	（４）<u>承認</u>の要件に該当しなくなった場合の取扱 都の承認後、任意参加する年度の都内年間供給面積が<u>承認の要件</u>に該当しな<u>かった場合は</u>、当該事業者は特定供給事業者<u>ではなくなる。</u> <u>なお、本章第 2 の 4 に示す「建築物環境報告書の任意提出」により、当該年度の実績を都へ提出することができる。</u> （略） 第 3 省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準 （略） 第 4 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準 1 再生可能エネルギー利用設備設置基準 （略）

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）
（３）算定除外可能建築物 次の①又は②の要件に該当する中小規模特定建築物は、再エネ設置基準を算定する際、算定除外可能建築物として１年間に都内に建設等する中小規模特定建築物の棟数から除くことができる。なお、算定除外可能建築物<u>への該当が確認できる</u>屋根の水平投影面積を算出した図面等を、<u>建築物環境報告書</u>を提出した翌年度の末日まで保管しなければならない。 （略） 《算定除外可能建築物への該当が確認できる図面等》 <u>算定除外可能建築物への該当が確認できる図面等は、屋根伏図に縮尺、方位、南面等屋根の水平投影面積及び勾配角度を明示したものとする。なお、本制度において保管が必要な図面等は、東京ゼロエミ住宅認証制度における「再生可能エネルギー設備設置要件を適用しない建築物の確認図面」と同様とする。</u> 【図 8 算定除外可能建築物への該当が確認できる図面（記載例）】  ①配置図等、屋根伏図が記載されている図面を使用 ②図面上に、縮尺及び方位を記載	（３）算定除外可能建築物 次の①又は②の要件に該当する中小規模特定建築物は、再エネ設置基準を算定する際、算定除外可能建築物として１年間に都内に建設等する中小規模特定建築物の棟数から除くことができる。なお、算定除外可能建築物<u>は、</u>屋根の水平投影面積を算出した図面等を<u>都へ提出し、都は提出された図面等から、これらの要件に該当するか個別に確認を行う。</u> （略）

改正後（第 1.1 版）

改正前（第 1.0 版）

③屋根伏図上に、当該制度で定義する「屋根」の範囲を黒太線で図示

④ 1 つの屋根ごとに、屋根の法線及び方位を図示

※本資料では説明用に法線を青矢印で、方位を青十字で示しています。

矢印の始点に十字の中心を合わせるように表示すると、屋根の方位が確認できます。

⑤「屋根」のうち、当該制度で定義する「南面等屋根」の範囲を赤太線で図示

⑥南面等屋根のうち、水平投影面積の大きい屋根から順に 1、2 と付番(南面等屋根が一つの場合、1 のみ付番)

⑦水平投影面積の算定から除くことができる部分がある場合、図面上に明示

⑧図 9 に示す「要件チェックシート」に必要事項を記入した上で、図面上の空いているスペースに図として貼り付け

【図 9 要件チェックシート】

要件チェックシート

屋根番号	1	
屋根の種別	☒ 水平屋根 (0° ≦ 傾斜角 < 3°)	
	☐ 傾斜屋根 (3° ≦ 傾斜角 < 60°)	
水平投影面積	19 m ²	
除外部分面積	2 m ²	
水平投影面積 (除外・補正後)	17 m ²	水平投影面積-除外部分面積 ※水平屋根の場合、上記に 5/6 倍の補正

屋根番号	2	
屋根の種別	☒ 水平屋根 (0° ≦ 傾斜角 < 3°)	
	☐ 傾斜屋根 (3° ≦ 傾斜角 < 60°)	
水平投影面積	7 m ²	
除外部分面積	0 m ²	
水平投影面積 (除外・補正後)	7 m ²	水平投影面積-除外部分面積 ※水平屋根の場合、上記に 5/6 倍の補正

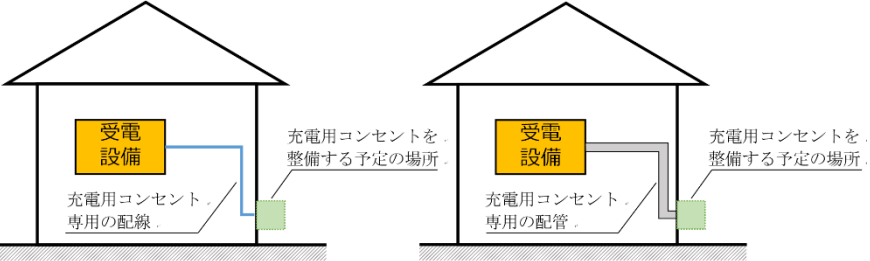
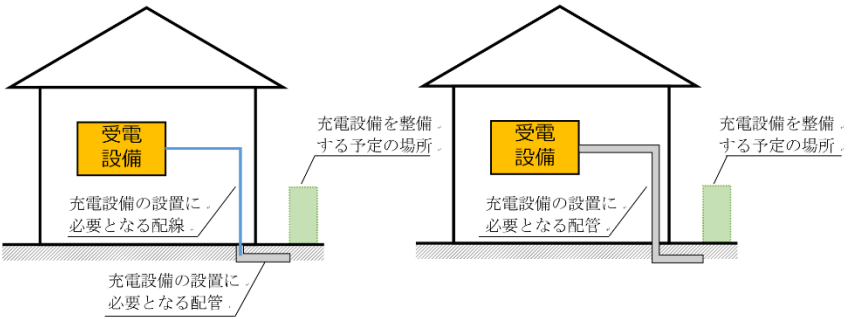
※着色箇所を入力（屋根の種別をプルダウンから選択・各面積を記入）

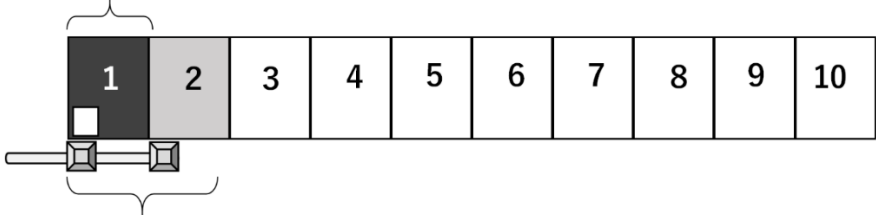
改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）																
(略) (9) 棟当たり基準量 《家電等の消費電力の目安》 <table border="1"> <tr> <td>ジャー炊飯器（電気炊飯器）</td><td>1,300W</td></tr> <tr> <td>冷蔵庫</td><td>200～300W</td></tr> <tr> <td>液晶テレビ</td><td>50W</td></tr> <tr> <td>スマートフォン等の充電</td><td>15～50W</td></tr> </table> (略) 3 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準に適合するための措置の考え方 (略) (2) 太陽光発電設備以外の再エネ利用設備の設置 再エネ設置基準等は太陽光発電設備の定格出力により定めるが、適合するための措置として、太陽光発電設備及び①から③までの再エネ利用設備を設置することができる。 なお、①から③までの再エネ利用設備を中小規模特定建築物等に設置した場合、2kWの定格出力を備えた太陽光発電設備の設置とみなし、設置量として計上することができる。	ジャー炊飯器（電気炊飯器）	1,300W	冷蔵庫	200～300W	液晶テレビ	50W	スマートフォン等の充電	15～50W	(略) (9) 棟当たり基準量 《家電等の消費電力の目安》 <table border="1"> <tr> <td>ジャー炊飯器（電気炊飯器）</td><td>1,300W</td></tr> <tr> <td>テレビ（37 型）</td><td>300W</td></tr> <tr> <td>冷蔵庫</td><td>250W</td></tr> <tr> <td>スマートフォン等の充電</td><td>15～50W</td></tr> </table> (略) 3 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準に適合するための措置の考え方 (略) (2) 太陽光発電設備以外の再エネ利用設備の設置 再エネ設置基準等は太陽光発電設備の定格出力により定めるが、適合するための措置として、太陽光発電設備及び①から③までの再エネ利用設備を設置することができる。 なお、①から③までの再エネ利用設備を中小規模特定建築物等に設置した場合、2kWの定格出力を備えた太陽光発電設備の設置とみなし^{※1}、設置量として計上することができる。	ジャー炊飯器（電気炊飯器）	1,300W	テレビ（37 型）	300W	冷蔵庫	250W	スマートフォン等の充電	15～50W
ジャー炊飯器（電気炊飯器）	1,300W																
冷蔵庫	200～300W																
液晶テレビ	50W																
スマートフォン等の充電	15～50W																
ジャー炊飯器（電気炊飯器）	1,300W																
テレビ（37 型）	300W																
冷蔵庫	250W																
スマートフォン等の充電	15～50W																

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）
①太陽熱を利用する設備 ②地中熱を利用する設備 ③その他の再エネ利用設備※ ※ 現時点では定めていない。将来の技術革新の動向等を踏まえ、必要に応じて追加を検討 <u>なお、①から③までの再エネ利用設備の利用により 2 kW の太陽光発電設備を超える再エネ利用量を得られると認められる場合は、太陽光発電設備が 1 年間に発電する量（1 kW 当たり年間 1,000 kWh 発電するものとして算定）相当を個別に算定し、計上することができる。</u> <u>再生可能エネルギー熱利用設備等における年間推定熱利用量の算定の考え方は、「東京都建築物環境計画書制度に基づく再生可能エネルギー利用設備設置基準ガイドライン」に詳細を記載している。</u> <u>（ https://www7.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/building/doc/2025/saiene_guidelines.pdf）</u> <u>その中から、太陽熱利用設備の算定方法について以下に抜粋し記載する。</u> <u>《太陽熱利用設備における算定例》</u> 再エネ設置量[kW] = 年間推定熱利用量 [kWh/年] ÷ 太陽光発電設備が 1 年間に発電する量 1,000[kWh/年・kW]	①太陽熱を利用する設備 ②地中熱を利用する設備 ③その他の再エネ利用設備※<u>2</u> <u>※ 1 当該設備の利用により、2 kW の太陽光発電設備を超える再エネ利用量を得られると認められる場合は、当該再エネ利用量に相当する設置量（kW）を個別に算定し、計上することができる。</u> ※<u>2</u> 現時点では定めていない。将来の技術革新の動向等を踏まえ、必要に応じて追加を検討

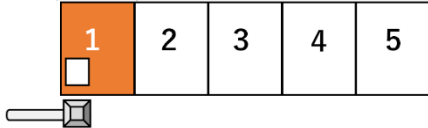
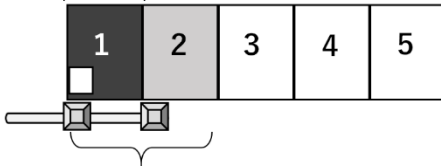
改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）
太陽熱利用設備の年間推定熱利用量は、以下の式で算定する。 $\text{年間推定熱利用量 [kWh/年]} = \frac{\text{集熱量 [kWh/年]}}{\times \text{補正係数 } 80 [\%] - \text{その他熱利用負荷分 [kWh/年]}}$ 集熱量は、導入する集熱器のスペックや年間日射量、集熱面積、必要熱量（熱負荷）、外気温、集熱効率、蓄熱槽容量と熱損失率、集熱器のガラスのよごれ係数などによって左右されるため、各メーカーに問い合わせて詳細なシミュレーションに基づき設定されている場合は、その値を使用する。 仮に、上記の設定がされていない場合は、簡易的に下記の式を使用する。 $\text{集熱量 [kWh/年]} = \frac{1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの年間日射量 [kWh/(m}^2 \cdot \text{年)]}}{\times \text{有効集熱面積 [m}^2] \times \text{集熱効率 } 40 [\%]}$ （略） （５）建設等する中小規模特定建築物等以外への設置（既存建築物等へ新設する代替措置） 特定供給事業者が建設等した以下の①又は②のいずれかに該当する中小規模特定建築物等（以下「既存建築物等」という。）における再エネ利用設備の新設も、都内における再エネ利用設備設置拡大に資するものとして、基準に適合するための措置の対象とする（新設した年度における措置として計上可能）。 ①当該建物供給事業者以外に所有又は占有をされたことがなく（建築主等への引き渡し前）、新築工事が完了した日（検査済証の発行日）から起算して１年を経過したもの ②当該建物事業者以外に所有又は占有をされたことがある（建築主等への引渡し後の）もの	（略） （５）建設等する中小規模特定建築物等以外への設置（既存建築物等へ新設する代替措置） 特定供給事業者が建設等した以下の①又は②のいずれかに該当する中小規模特定建築物等（以下「既存建築物等」という。）における再エネ利用設備の新設も、都内における再エネ利用設備設置拡大に資するものとして、基準に適合するための措置の対象とする（新設した年度における措置として計上可能）。 ①当該建物供給事業者以外に所有又は占有をされたことがなく（建築主等への引き渡し前）、新築工事が完了した日（検査済証の発行日）から起算して１年を経過したもの ②当該建物事業者以外に所有又は占有をされたことがある（建築主等への引渡し後の）もの

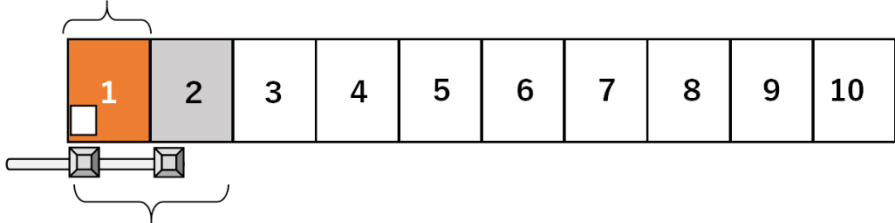
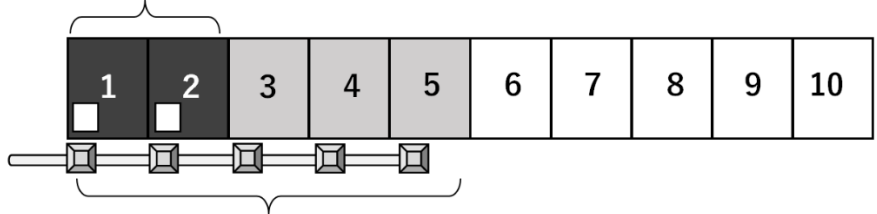
改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）						
<u>再エネ利用設備の設置者は、建物供給事業者である必要があるが、以下のいずれかの場合により設置した場合も、建物供給事業者との関係性が書面で確認できる場合は、建物供給事業者が設置したものとみなし、基準に適合するための措置の対象とする。</u> 【表 10 既存建築物等へ新設する代替措置にできる場合】 <table> <tr> <th>建物供給事業者との関係</th><th>基準に適合するための措置の対象にできる場合</th></tr> <tr> <td>資本関係があること</td><td>建物供給事業者と持株率 20%以上の資本関係がある事業者（グループ会社等）が設置する場合</td></tr> <tr> <td>事業連携していること</td><td>建物供給事業者又は建物供給事業者と資本関係がある事業者との事業連携契約等を基に設置する場合</td></tr> </table> （略） 第 5 電気自動車充電設備整備基準及び誘導すべき同基準 1 電気自動車充電設備整備基準 特定供給事業者は、建設等する中小規模特定建築物等について、都が定める電気自動車充電設備整備基準（以下「充電設備整備基準」という。）に適合するよう措置を講じなければならない（適合義務）。 充電設備整備基準は、新築の機会を捉えて、ゼロエミッションに重要な役割を果たす電気自動車の充電設備（以下「充電設備」という。）の設置を標準化していくためのものであり、<u>当該中小規模特定建築物及びその敷地における</u>充電設備のための配管・配線や充電設備の整備について、一戸建ての住宅とそれ以外の建築物に分けて設定している。 （略）	建物供給事業者との関係	基準に適合するための措置の対象にできる場合	資本関係があること	建物供給事業者と持株率 20%以上の資本関係がある事業者（グループ会社等）が設置する場合	事業連携していること	建物供給事業者又は建物供給事業者と資本関係がある事業者との事業連携契約等を基に設置する場合	（略） 第 5 電気自動車充電設備整備基準及び誘導すべき同基準 1 電気自動車充電設備整備基準 特定供給事業者は、建設等する中小規模特定建築物等について、都が定める電気自動車充電設備整備基準（以下「充電設備整備基準」という。）に適合するよう措置を講じなければならない（適合義務）。 充電設備整備基準は、新築の機会を捉えて、ゼロエミッションに重要な役割を果たす電気自動車の充電設備（以下「充電設備」という。）の設置を標準化していくためのものであり、充電設備のための配管・配線や充電設備の整備について、一戸建ての住宅とそれ以外の建築物に分けて設定している。 （略）
建物供給事業者との関係	基準に適合するための措置の対象にできる場合						
資本関係があること	建物供給事業者と持株率 20%以上の資本関係がある事業者（グループ会社等）が設置する場合						
事業連携していること	建物供給事業者又は建物供給事業者と資本関係がある事業者との事業連携契約等を基に設置する場合						

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）
（２）充電設備整備基準に定める整備事項 ①配管等の整備 （略） 【図 17 配管等の整備イメージ】 《基準適合となる例》 ○受電設備から充電用コンセントを整備する予定の場所までの間に、充電用コンセント専用の配線又は配管を敷設  ○受電設備から充電設備を整備する予定の場所までの間に、充電設備の設置に必要な配線又は配管を敷設  （略）	（２）充電設備整備基準に定める整備事項 ①配管等の整備 （略） （略）

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）
(3) 充電設備整備基準 (略) ②一戸建ての住宅以外の建築物 (略) 【図 18 充電設備整備基準への適合に必要な充電設備の整備イメージ】 《駐車区画が 10 区画の場合》 ○充電設備：1 区画 ○配管等：10 区画×20% = 2 区画 1 区画に充電設備を整備。  2 区画（充電設備を整備した区画を含む）に配管等を整備。 《駐車区画が 12 区画の場合》 ○充電設備：1 区画 ○配管等：12 区画×20% = 2.4 区画（端数を切り捨てて 2 区画） 駐車区画が 10 区画の場合と同数の整備が必要 (略) 2 誘導すべき電気自動車充電設備整備基準 特定供給事業者は、建設等する中小規模特定建築物等について、都が定め	(3) 充電設備整備基準 (略) ②一戸建ての住宅以外の建築物 (略) (略) 2 誘導すべき電気自動車充電設備整備基準 特定供給事業者は、建設等する中小規模特定建築物等について、都が定め

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）
る誘導すべき電気自動車充電設備整備基準（以下「誘導すべき充電設備整備基準」という。）に適合するための措置を講じるよう努めなければならない（努力義務）。 誘導すべき充電設備整備基準も、一戸建ての住宅とそれ以外の建築物に分けて設定している。 <u>なお、誘導すべき充電設備整備基準への適合は、充電設備整備基準に適合していることが前提となる。</u> （略） （３）誘導すべき充電設備整備基準 （略） ②一戸建ての住宅以外の建築物 次の（ア）又は（イ）に定める充電設備等を整備すること。 駐車施設を整備しない場合は、基準を適用しない。 （ア）駐車施設を整備する場合、１区画以上にＶ２Ｈを整備※<u>１</u>すること。 （イ）駐車区画が５区画以上の駐車施設を整備する場合、駐車区画の５０％以上※<u>２</u>に配管等を整備し、２０％以上※<u>２</u>に充電設備を整備すること※<u>３</u>。 <u>※１ 誘導すべき充電設備整備基準への適合は、充電設備整備基準に適合していることが前提となるため、駐車区画が１０区画以上の場合は、１区画以上のＶ２Ｈの整備の他に、充電設備整備基準である駐車区画の２０％以上の配管等の整備も必要となる。</u> ※<u>２</u> １未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた値とする。 ※<u>３</u> 充電設備を整備した区画数は、配管等を整備した区画数に含まれるため、例えば、駐車区画が５区画である場合、充電設備を１区画	る誘導すべき電気自動車充電設備整備基準（以下「誘導すべき充電設備整備基準」という。）に適合するための措置を講じるよう努めなければならない（努力義務）。 誘導すべき充電設備整備基準も、一戸建ての住宅とそれ以外の建築物に分けて設定している。 （略） （３）誘導すべき充電設備整備基準 （略） ②一戸建ての住宅以外の建築物 次の（ア）又は（イ）に定める充電設備等を整備すること。 駐車施設を整備しない場合は、基準を適用しない。 （ア）駐車施設を整備する場合、１区画以上にＶ２Ｈを整備すること。 （イ）駐車区画が５区画以上の駐車施設を整備する場合、駐車区画の５０％以上※<u>１</u>に配管等を整備し、２０％以上※<u>１</u>に充電設備を整備すること※<u>２</u>。 ※<u>１</u> １未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた値とする。 ※<u>２</u> 充電設備を整備した区画数は、配管等を整備した区画数に含まれるため、例えば、駐車区画が５区画である場合、充電設備を１区画

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）
整備し、その他の 1 区画に配管等を整備することで、誘導すべき充電設備整備基準に適合する。 <u>【図 19 誘導すべき充電設備設備整備基準への適合に必要な充電設備の整備イメージ】</u> <u>≪駐車区画が 5 区画の場合≫</u> <u>○V 2 H：1 区画</u> 1 区画に V 2 H を整備。  <u>○充電設備：5 区画×20%＝1 区画</u> <u>○配管等：5 区画×50%＝2.5 区画（端数を切り捨てて 2 区画）</u> 1 区画に充電設備を整備。  2 区画（充電設備を整備した区画を含む）に配管等を整備	整備し、その他の 1 区画に配管等を整備することで、誘導すべき充電設備整備基準に適合する。

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）
《駐車区画が 10 区画の場合》 ○V 2 H：1 区画 ○配管等：10 区画×20%＝2 区画 1 区画に V 2 Hを整備。  2 区画（V 2 Hを整備した区画を含む）に配管等を整備。 ○充電設備：10 区画×20%＝2 区画 ○配管等：10 区画×50%＝5 区画 2 区画に充電設備を整備。  5 区画（充電設備を整備した区画を含む）に配管等を整備。 (略) 第 6 建築物等に係る環境配慮の措置 (略) 2 環境への配慮のための措置の報告及び公表 (略)	(略) 第 6 建築物等に係る環境配慮の措置 (略) 2 環境への配慮のための措置の報告及び公表 (略)

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）
（参考）東京エコビルダーズアワード 都は、本制度の開始に先駆け、環境性能の高い建築物の普及に取り組む意欲的な事業者を表彰する「東京エコビルダーズアワード」を令和 5 年度<u>から実施している</u>。 本制度で定める省エネルギー性能基準又は再エネ設置基準を先行達成<u>している企業を表彰し、さらに</u>、環境性能の高い住宅等の普及に向けた先進的な取組を実施している企業<u>には「リーディングカンパニー賞」を贈呈している</u>。受賞企業は、東京都環境局のホームページで公表している。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/ecoaward.html#cms178B0 （略） 第 7 環境性能の説明 （略） 5 説明方法等 （略） （3）説明書の保管 建物供給事業者は交付した説明書の写し（電子データ）を、説明を行った中小規模特定建築物の確認済証の交付がされた日の属する年度の翌々年度（末日）まで保管しなければならない※。 ※説明後、契約に至らなかった建築物の説明書は保管不要 （略）	（参考）東京エコビルダーズアワード 都は、本制度の開始に先駆け、環境性能の高い建築物の普及に取り組む意欲的な事業者を表彰する「東京エコビルダーズアワード」を令和 5 年度<u>に実施した</u>。 本制度で定める省エネルギー性能基準又は再エネ設置基準を先行<u>して達成することに加え</u>、環境性能の高い住宅等の普及に向けた先進的な取組を実施している企業<u>が「リーディングカンパニー賞」を受賞した</u>。受賞企業<u>の先進的な取組</u>は、東京都環境局のホームページで公表している。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/solar_portal/ecoaward.html#cms178B0 （略） 第 7 環境性能の説明 （略） 5 説明方法等 （略） （3）説明書の保管 建物供給事業者は交付した説明書の写し（電子データ）を、説明を行った中小規模特定建築物の確認済証の交付がされた日の属する年度の翌々年度（末日）まで保管しなければならない※。<u>これらの写しにより、都は、現地調査（詳細は本章第 8 4 参照）において説明の実施状況の確認を行う。</u> ※説明後、契約に至らなかった建築物の説明書は保管不要 （略）

改正後（第 1.1 版）

【図 21：説明書の参考様式】

《住宅トップランナー事業者が建設請負事業者として建設する注文戸建住宅の例》

(注文戸建住宅用) 参考様式

東京都建築物環境報告書制度 建築物の環境性能等に関する説明書

年 月 日

様

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第23条の10による中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明をします。

1 建築物の概要

所在地 【 】

2 建築物の環境性能（都が定める基準等への対応状況）
※対応状況及び性能値は説明時点のものであり、設計後に変わる可能性があります。

(1)断熱性能（UA値）の基準に係る対応状況

性能基準	0.87 W/m ² K 以下	☒ 適合	任意記載欄
誘導基準	0.6 W/m ² K 以下	☒ 達成	UA値 0.55 W/m ² K

(2)省エネ性能（BEI）の基準に係る対応状況

任意記載欄	
BEI（再エネ含む評価）	BEI 0.45 BEI（再エネ除く） 0.70
性能基準	0.8 以下
☒ 適合	適合するための措置（適合していない場合）
【 】	
BEI（再エネ除く評価）	
誘導基準	0.75 以下
☒ 達成	

(3)再生可能エネルギー利用設備の設置に係る対応状況

太陽光発電設備の設置除外要件への該当 ☐ 該当

太陽光発電設備の設置容量 【 6.2 kW 】

その他の再生エネ設備の設置容量 【 】 【 kW相当】

追加設置するための措置 【 ー 】

誘導基準 5kW 以上 ☒ 達成

(4)電気自動車充電設備の整備基準に係る対応状況

任意記載欄	
駐車場の有無 ☒ 有 ☐ 無	充電設備の設置台数 1 台 V2Hの設置台数 0 台
整備基準	充電設備を設置するための配管等を整備
☒ 適合	
誘導基準	V2Hを1台以上設置
☐ 達成	

3 当該建築物の周辺環境に関する事項

当該敷地の用途地域 【 第一種低層住居専用地域 】

隣地の用途地域 【 第一種低層住居専用地域 】

太陽光発電設備は近隣の建築物等から一定の日影を受けることがあります。
詳細は別添のリーフレットをご覧ください。

4 作成者 ○○株式会社 設計部 ○○○○

5 説明者 ○○株式会社 営業推進部 ○○○○

6 本書に関する問い合わせ先

○○株式会社 営業推進部 電話 ○○-○○○○-○○○○

(略)

改正前（第 1.0 版）

【図 15：説明書の参考様式のイメージ】

《住宅トップランナー事業者が建設する注文戸建住宅の例》

(注文戸建住宅用) 参考様式イメージ

東京都建築物環境報告書制度 建築物の環境性能等に関する説明書

年 月 日

様

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第23条の10による中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明をします。

1 建築物の概要

所在地 【 】

2 建築物の環境性能（都が定める基準等への対応状況）
※対応状況及び性能値は説明時点のものであり、設計後に変わる可能性があります。

(1)断熱性能（UA値）の基準に係る対応状況

性能基準	0.87 W/m ² K 以下	☒ 適合	任意記載欄
誘導基準	0.6 W/m ² K 以下	☒ 達成	UA値 0.55 W/m ² K

(2)省エネ性能（BEI）の基準に係る対応状況

任意記載欄	
BEI（再エネ含む評価）	BEI 0.45 BEI（再エネ除く） 0.70
性能基準	0.8 以下
☒ 適合	適合するための措置（適合していない場合）
【 】	
BEI（再エネ除く評価）	
誘導基準	0.75 以下
☒ 達成	

(3)再生可能エネルギー利用設備の設置に係る対応状況

太陽光発電設備の設置除外要件への該当 ☐ 該当

太陽光発電設備の設置容量 【 6.2 kW 】

その他の再生エネ設備の設置容量 【 】 【 kW相当】

追加設置するための措置 【 ー 】

誘導基準 5kW 以上 ☒ 達成

(4)電気自動車充電設備の整備基準に係る対応状況

任意記載欄	
駐車場の有無 ☒ 有 ☐ 無	充電設備の設置台数 1 台 V2Hの設置台数 0 台
整備基準	充電設備を設置するための配管等を整備
☒ 適合	
誘導基準	V2Hを1台以上設置
☐ 達成	

3 当該建築物の周辺環境に関する事項

当該敷地の用途地域 【 第一種低層住居専用地域 】

隣地の用途地域 【 第一種低層住居専用地域 】

太陽光発電設備は近隣の建築物等から一定の日影を受けることがあります。
詳細は別添のリーフレットをご覧ください。

4 作成者 ○○株式会社 設計部 ○○○○

5 説明者 ○○株式会社 営業推進部 ○○○○

6 本書に関する問い合わせ先

○○株式会社 営業推進部 電話 ○○-○○○○-○○○○

(略)

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）
第 8 建築物環境報告書の作成等 1 建築物環境報告書の作成・提出 (略) (2) 建築物環境報告書の作成対象及び提出期限 (略) 【図 24：毎年度の報告書の作成・提出の流れ】 2 建築物環境報告書の記載事項等 (1) 建築物環境報告書の記載事項 (略) また、同表には、都が公表する事項及び非公表の事項について <u>も</u> 示している。 (略) (2) 記載する取組状況等について (略)	第 8 建築物環境報告書の作成等 1 建築物環境報告書の作成・提出 (略) (2) 建築物環境報告書の作成対象及び提出期限 (略) 【図 18：毎年度の報告書の作成・提出の流れ】 2 建築物環境報告書の記載事項等 (1) 建築物環境報告書の記載事項 (略) また、同表には、都が <u>行う建築物環境報告書の公表において、公表する事項及び非公表の事項について示しているが、具体的な公表内容については、決まり次第、別途お知らせする。</u> (略) (2) 記載する取組状況等について (略)

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）
①基準の適合状況 特定供給事業者等が建築確認申請時点で、当該中小規模特定建築物等において実施しようとしている内容に基づき報告する。建築確認申請時点の実施計画から変更が生じた場合、変更後の内容に基づき報告する（当該中小規模特定建築物について記載した建築物環境報告書を提出するまでの間の変更を反映して報告）。 <u>ただし、本章第 3 に示す省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準に関して、令和 7 年 4 月 1 日に施行される改正後の建築物省エネ法において、軽微な変更該当する場合は建築物エネルギー消費性能適合性判定の再実施を不要としている。このため、本制度の基準適合状況が変わらない範囲で、建築物省エネ法の軽微な変更該当し省エネ性能の再計算が不要な場合は、変更後の内容ではなく建築確認申請時点の実施計画の内容に基づき報告することも可能とする。</u> <u>※建築物省エネ法の軽微な変更該当しても、本制度の省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準への適合又は不適合の別が変わる場合は、変更後の内容に基づき報告する必要があることに留意する。</u> （略） <u>（５）建築物環境報告書の提出後に変更が生じた場合の取扱</u> <u>報告書の提出後、引渡しまでの間に生じた変更について、変更後の内容を都に報告することは、原則不要とする。ただし、本制度の基準適合状況が変わる場合は、変更後の内容を都に報告する。</u> <u>（６）複数の建物供給事業者の連名による任意参加である場合の取扱</u> <u>本章第 2 に示すように、複数の建物供給事業者が連名で任意参加する場</u>	①基準の適合状況 特定供給事業者等が建築確認申請時点で、当該中小規模特定建築物等において実施しようとしている内容に基づき報告する。建築確認申請時点の実施計画から変更が生じた場合、変更後の内容に基づき報告する（当該中小規模特定建築物について記載した建築物環境報告書を提出するまでの間の変更を反映して報告）。 （略）

改正後（第 1.1 版）

合、報告書は代表申請者が各事業者の取組状況等を統合して作成し、提出することとなるが、代表申請者と各事業者が作成する報告書様式は以下のとおりとなる。

【表 21　：様式別の作成者】

	様式
各事業者（代表申請者含む）が作成する様式	その 3、その 4－1、その 4－2、その 5
代表申請者のみが作成する様式	その 1、その 2、その 6

3　建築物環境報告書の記載事項を示す書類等の保管

特定供給事業者等は、建築物環境報告書に記載し報告する中小規模特定建築物等について、記載事項を示す書類及び図書を、建築物環境報告書を提出した翌年度の末日まで保管しなければならない。なお、これらの書類等は紙媒体に限らず電子データによる保管も可能であるが、どのような媒体であっても、報告書に記載したどの中小規模特定建築物に関する書類等であるか、特定できる状態で保管することが必要である。

【表 22　保管書類の例】

	保管書類の例	確認事項
事業者（代表申請者）	【住宅トップランナー制度の対象である場合のみ】 ・住宅トップランナー制度の報告様式 1（写し）	・住宅トップランナー制度の対象・区分
	【様式その 3 に建築物等に係る環境配慮の措置を記載する場合のみ】 ・環境配慮の措置内容を示す HP のスクリーンショット・パンフレット　等	・環境配慮（任意記載）の措置内容

改正前（第 1.0 版）

3　建築物環境報告書の記載事項を示す書類等の保管等

（1）保管しなければならない書類等

特定供給事業者等は、建築物環境報告書に記載し報告する中小規模特定建築物等について、記載事項を示す書類及び図書を、建築物環境報告書を提出した翌年度の末日まで保管しなければならない。なお、これらの書類等は紙媒体に限らず電子データによる保管も可能であるが、どのような媒体であっても、報告書に記載したどの中小規模特定建築物に関する書類等であるか、特定できる状態で保管することが必要である。

具体的な保管書類等については、決まり次第、記載する。

改正後（第 1.1 版）			改正前（第 1.0 版）
建築物へ	・ 確認済証（※法令の規定により交付がない場合、右記が確認できる書類）	・ 法令の規定により確認済証の交付があったとみなされる場合は、所在地、用途、種別（新築等）、延べ面積が確認できる書類	
	・ 省エネ計算書 又は 仕様基準への適合を示す書類 例①：住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラムの計算結果（PDF） 例②：BELS 評価書や CASBEE 計算結果等、国が認定する第三者評価結果 例③：東京ゼロエミ住宅設計確認書 一式	・ 省エネルギー性能基準（UA 値 /BPI、BEI 等） ・ 再生可能エネルギー利用設備設置基準（種類、設置容量）	
	・ 建築確認申請に関する図書一式 等	・ 再生可能エネルギー利用設備設置基準（種類、設置容量） ・ 充電設備整備基準（駐車施設の区画数、充電設備等の整備数）	
	【再生可能エネルギー利用設備設置基準の算定除外の対象とする建築物のみ】 ・ 算定除外可能建築物への該当が確認できる図面等（屋根伏せ図 等、詳細は本章第 4 の 1（3）を参照）	・ 再生可能エネルギー利用設備設置基準の算定除外要件（屋根の形状・方位角・傾斜角・水平投影面積）	
	【既存建築物に再生可能エネルギー利用設備を設置し代替措置活用の場合のみ】 ・ 既存建築物新築時の契約書（設計施工請負、購入・賃借）（写し） ・ 再生可能エネルギー利用設備設置の工事請負契約書、施工図面、連携契約書 等	・ 既存建築物の情報（建物供給事業者・確認済証発行日・引渡日） ・ 再生可能エネルギー利用設備の情報（種類、設置場所、設置者、設置日、設置容量、建物供給事業者と設置者の関係性）	
	・ 環境性能の説明書類	・ 説明実施・説明日・説明内容	
			<u>（２）都へ提出しなければならない書類等</u> <u>特定供給事業者等は、建設等する中小規模特定建築物のうち、再エネ設置基準の算定から除外する建築物（算定除外可能建築物）を申請する場合、除外することができる要件（屋根面積等）に該当していることを示す書類及び図面を都へ提出しなければならない。</u> <u>具体的な提出書類等については、決まり次第、記載する。</u>

改正後（第 1.1 版）

4 建築物環境報告書に関する都の調査

都は、建築物環境報告書に記載された各事項の状況を確認するため、上記 3 の保管書類等により調査を行う。

第 9 建築物環境報告書の公表

都は、提出を受けた建築物環境報告書をホームページ等により公表する（公表及び非公表事項については、本章第 8 を参照）。

建物供給事業者 ごとに各基準への適合状況を示した一覧表及び取組実績を公表する。なお、建物 1 棟ごとの性能値等を公表するものではない。

【表 23：一覧表及び取組実績の公表イメージ】

一覧表

《特定供給事業者》

事業者名 (グループ)	対象区分	省エネルギー性能基準 (断熱) に対する 適合状況等	省エネルギー性能基準 (省工ネ) に対する 適合状況等	再生可能エネルギー 利用設備設置基準 に対する適合状況等	電気自動車設置基準 に対する適合状況等
A社	特定供給事業者	適合	適合	適合	適合
B社	特定供給事業者 (任意参加者)	誘導すべき基準に適合	誘導すべき基準に適合	誘導すべき基準に適合	適合
グループ	特定供給事業者 (任意参加者)	適合	適合	誘導すべき基準に適合	適合

《任意提出者》

C社	任意提出者	適合	不適合	誘導すべき基準に適合	適合
D社	任意提出者	誘導すべき基準に適合	誘導すべき基準に適合	誘導すべき基準に適合	誘導すべき基準に適合

A 社の取組実績

改正前（第 1.0 版）

4 建築物環境報告書に関する都の調査

都は、建築物環境報告書に記載された各事項の状況を確認するため、3 (1) の保管書類等により調査を行う。

第 9 建築物環境報告書の公表

都は、提出を受けた建築物環境報告書をホームページ等により公表する（公表及び非公表事項については、本章第 8 を参照）。

建物供給事業者 から提出された建築物環境報告書のほか、一覧形式等でも公表していく予定である。

具体的な公表内容については、決まり次第、別途、お知らせする。

【表 19：一覧表の公表イメージ】

《特定供給事業者》

事業者名 (グループ)	対象区分	省エネルギー性能基準 (断熱) に対する 適合状況等	省エネルギー性能基準 (省工ネ) に対する 適合状況等	再生可能利用設備設置 基準に対する適合状況等	電気自動車設置基準 に対する適合状況等
A社	特定供給事業者	適合	適合	適合	適合
B社	特定供給事業者 (任意参加者)	誘導すべき基準に適合	誘導すべき基準に適合	誘導すべき基準に適合	適合
グループ	特定供給事業者 (任意参加者)	適合	適合	誘導すべき基準に適合	適合

《任意提出者》

C社	任意提出者	適合	不適合	誘導すべき基準に適合	適合
D社	任意提出者	誘導すべき基準に適合	誘導すべき基準に適合	誘導すべき基準に適合	誘導すべき基準に適合

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）
《その 1 シート》 ・建物供給事業者の氏名、住所、制度の対象区分 ・各基準に対する適合状況（基準への適否） ・環境性能に関する説明の実施状況 《その 2 シート》 ・中小規模特定建築物の区分別の各基準に対する適合状況 （1）省エネルギー性能基準等に関する事項（建築物の区分別に、各性能値・基準への適否） （2）再生可能エネルギー利用設備設置基準等に関する事項（基準への適否） （3）電気自動車充電設備整備基準等に関する事項（建築物の区分別に、基準への適否） 《その 3 シート》 ・建築物等に起因する環境への配慮のための措置に関する事項 第 10 都による指導・助言、勧告等の措置 （略）	第 10 都による指導・助言、勧告等の措置 （略）

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）								
第 3 章 関係規定集 (略) 第 4 本ガイドラインに定める様式 様式 1 年 月 日 東 京 都 知 事 殿 特定供給事業者承認変更申請書 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第13の5の2第4項の規定に基づき、令和 年 月 日付特定供給事業者承認があった件について、次のとおり変更申請します。 <table><tr><td>申請者 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</td><td>(変更前) (変更後)</td></tr><tr><td>代表申請者 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</td><td>※複数の建物供給事業者が連名で申請する場合に記載 (変更前) (変更後)</td></tr><tr><td>申請者が1年間に都内において新たに建設し、又は新築する中小規模特定建築物の延べ面積の合計</td><td>(変更前) (変更後)</td></tr><tr><td>連絡先</td><td>(変更前) (Eメールアドレス) (電話番号) (変更後) (Eメールアドレス) (電話番号)</td></tr></table>	申請者 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	(変更前) (変更後)	代表申請者 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	※複数の建物供給事業者が連名で申請する場合に記載 (変更前) (変更後)	申請者が1年間に都内において新たに建設し、又は新築する中小規模特定建築物の延べ面積の合計	(変更前) (変更後)	連絡先	(変更前) (Eメールアドレス) (電話番号) (変更後) (Eメールアドレス) (電話番号)	第 3 章 関係規定集 (略)
申請者 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	(変更前) (変更後)								
代表申請者 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	※複数の建物供給事業者が連名で申請する場合に記載 (変更前) (変更後)								
申請者が1年間に都内において新たに建設し、又は新築する中小規模特定建築物の延べ面積の合計	(変更前) (変更後)								
連絡先	(変更前) (Eメールアドレス) (電話番号) (変更後) (Eメールアドレス) (電話番号)								

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）								
様式 2 年 月 日 東 京 都 知 事 殿 特定供給事業者承認取下申請書 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第13の5の2第4項の規定に基づき、 令和 年 月 日付特定供給事業者承認があった件について、次のとおり取下申請します。 <table><tr><td>申請者 (法人にあつては、名称、 代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)</td><td></td></tr><tr><td>代表申請者 (法人にあつては、名称、 代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)</td><td>※複数の建物供給事業者が連名で申請する場合に記載</td></tr><tr><td>申請者が1年間に都内に おいて新たに建設 し、又は新築する 中小規模特定建築 物の延べ面積の合 計</td><td>(変更前) (変更後)</td></tr><tr><td>取下理由</td><td></td></tr></table>	申請者 (法人にあつては、名称、 代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)		代表申請者 (法人にあつては、名称、 代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	※複数の建物供給事業者が連名で申請する場合に記載	申請者が1年間に都内に おいて新たに建設 し、又は新築する 中小規模特定建築 物の延べ面積の合 計	(変更前) (変更後)	取下理由		
申請者 (法人にあつては、名称、 代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)									
代表申請者 (法人にあつては、名称、 代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	※複数の建物供給事業者が連名で申請する場合に記載								
申請者が1年間に都内に おいて新たに建設 し、又は新築する 中小規模特定建築 物の延べ面積の合 計	(変更前) (変更後)								
取下理由									